



消費生活

サポーター通信

令和8年度第4号(令和8年7月発行)

今月のテーマ



定期購入のトラブルに注意!

事例

- ・スマホを見ていると、「1回限り特別価格」と書かれた美容クリームの広告が流れてきた
- ・1回だけ試すつもりで注文し、代金はコンビニ後払いにした
- ・後日、届いた商品と明細書を見ると、「次回お届け日」の記載があった
- ・不審に思い事業者へ電話すると、「間違いなく**定期購入**で申し込んでいる」と言われた
- ・さらに、初回で**解約する場合は定価買い取り**となり、**差額を払う必要がある**と言われた
- ・定期購入とは知らずに申し込んだので、差額を払うのは納得できない



アドバイス

- 事例のような定期購入のトラブルに関する相談が最近多く寄せられています
- 定期購入であることに気づきにくい表示の通販サイトがあるので、注意しましょう
- 最終確認画面で、**定期購入が条件となっていないか、返品・解約などの契約条件をよく確認**しましょう
- 通信販売にはクーリング・オフが適用されません
最終確認画面はスクリーンショットで保存しておきましょう



(編集・発行)青森県消費生活センター
〒030-0822 青森市中央3-20-30 県民福祉プラザ5階

おかしいな、困ったなと思ったら
消費者ホットライン(局番なし) ☎188へすぐ相談!

(お近くの消費生活センターにつながります)

公式LINE登録してね

友達登録方法

- 右のQRコードを読み込む
- または
- LINEの「友だち追加」から「@638mbqrj」をID検索する



マスコットキャラクター
テルミちゃん
☎(Tel. Me)